

安全衛生管理体制のあらまし

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任を義務づけています。

安全管理者、衛生管理者の選任を要しない労働者数 10 人から 49 人の事業場には、安全衛生推進者などの選任を義務づけています。

労働安全衛生法第 13 条の 2、労働安全衛生規則第 15 条の 2 では、「産業医」の選任を要しない事業場にあっても、労働者の健康管理等を行う医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるよう規定されています。

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

労働安全衛生法では、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、各事業場の作業内容、規模等に応じて、作業主任者の選任を義務づけています。

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、安全委員会、衛生委員会の設置を義務づけています。

労働安全衛生規則第 23 条の 2 では、「安全衛生委員会」の設置を要しない事業場にあっても、労働者の意見を聴く機会を設けるよう規定されています。

総括安全衛生管理者 [労働安全衛生法第 10 条(労働安全衛生法施行令第 2 条、労働安全衛生規則第 2 条等)]

1 総括安全衛生管理者

労働安全衛生法第 10 条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

2 総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300 人以上
その他の業種	1,000 人以上

3 選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的統括管理する権限及び責任を有する者(工場長など)

4 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

	職務内容
ア	労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
イ	労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
ウ	健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
エ	労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
オ	その他労働災害を防止するため必要な業務
カ	安全衛生に関する方針の表明に関すること
キ	危険性又は有害性等に調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
ク	安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

安全管理者 [労働安全衛生法第 11 条 (労働安全衛生法施行令第 3 条、労働安全衛生規則第 4 条等)]

1 安全管理者

労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50 人以上

また、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者とする事となっています。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300 人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人
上記以外の業種	2,000 人

3 選任すべき者の資格要件

(1) 厚生労働大臣の定める研修を修了した者で、次のいずれかに該当する者。

	資格要件
ア	大学の理科系の課程を卒業し、その後 2 年以上産業安全の実務を経験した者
イ	高等学校等の理科系の課程を卒業し、その後 4 年以上産業安全の実務を経験した者
ウ	その他厚生労働大臣が定める者(理科系統以外の大学を卒業後 4 年以上、同高等学校を卒業後 6 年以上産業安全の実務を経験した者、7 年以上産業安全の実務を経験した者等)

(2) 労働安全コンサルタント

4 安全管理者の職務

安全管理者は、主に次の業務を行うことになっています。

	職 務 内 容
ア	建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
イ	安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期点検
ウ	作業の安全についての教育及び訓練
エ	発生した災害原因の調査及び対策の検討
オ	消防及び避難の訓練
カ	作業主任者その他安全に関する補助者の監督
キ	安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

衛生管理者 [労働安全衛生法第 12 条 (労働安全衛生法施行令第 4 条、労働安全衛生規則第 7 条)]

1 衛生管理者

労働安全衛生法第 12 条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 衛生管理者の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50 人 ~ 200 人	1 人
201 人 ~ 500 人	2 人
501 人 ~ 1,000 人	3 人
1,001 人 ~ 2,000 人	4 人
2,001 人 ~ 3,000 人	5 人
3,001 人以上	6 人

また、次に該当する事業場にあつては、衛生管理者のうち 1 人を専任の衛生管理者とすることとなっています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	
ア	業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
イ	常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または一定の有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの
(専任衛生管理者の選任を要する一定の有害業務) 1 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 2 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 3 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 4 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 5 異常気圧下における業務 6 削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務 7 重量物の取扱い等重激なる業務 8 ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 9 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務 10 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務 (労働基準法施行規則第 18 条)	

なお、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、上記 1、3 ~ 5 の業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業 種	資格要件（免許等保有者）
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。） 電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

免許を受けることができる者

免許の種類	免許を受けることができる者
衛生管理者（第一種・第二種）	・衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者 ・保健師、薬剤師など
衛生工学衛生管理者	大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など

4 衛生管理者の職務

（1）衛生管理者の職務

	職務内容
ア	健康に異常のある者の発見及び措置
イ	作業環境の衛生上の調査
ウ	作業条件、施設等の衛生上の改善
エ	労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
オ	衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
カ	労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
キ	衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など

（2）定期巡視

少なくとも毎週 1 回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

安全衛生推進者など [労働安全衛生法第 12 条の 2(労働安全衛生規則第 12 条の 2) 等]

1 安全衛生推進者など

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、10 人以上 50 人未満の事業場に「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生業務を担当させることになっています。

2 「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任

「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	選任区分	事業場の規模（常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	安全衛生 推進者	10 人以上 50 人未満
その他の業種	衛生推進者	

3 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生法第 10 条第 1 項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者となっており、次のいずれかに該当する者となっています。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務。以下同じ。）に従事した経験を有するもの 2. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 3. 5 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 4. 厚生労働省労働基準局長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの 前記、厚生労働省労働基準局長が認めるものとは、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> イ 安全衛生推進者については次のような者が該当します。 <ol style="list-style-type: none"> （イ）安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者 （ロ）安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの （ハ）衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの （ニ）作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの （ホ）元方安全衛生管理者の資格を有する者
--

- (ヘ) 労働安全衛生法第 25 条の 2 第 2 項の労働省令で定める資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ト) 労働安全コンサルタント
 - (チ) 労働衛生コンサルタント
 - (リ) 昭和 49 年 3 月 4 日付基発第 112 号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習（以下、それぞれ「安全推進員講習」及び「労働衛生管理員講習」という。）を修了した者
 - (ヌ) 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した 1 年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ル) 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後 1 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
 - (ヲ) 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める専門課程の養成訓練による改正前の職業訓練法施行規則（以下、「訓練法規則」という。）別表第 1 の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法（以下、「旧訓練法」という。）第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
 - (ワ) 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める普通課程の養成訓練（訓練法規則別表第 1 の普通訓練課程及び旧訓練法第 9 条第 1 項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- 衛生推進者については、次のような者が該当します
- (イ) 衛生管理者の資格を有する者
 - (ロ) 労働衛生管理員講習を修了した者
 - (ハ) イの(ロ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(ヌ)(ヲ)及び(ワ)に掲げた者((ニ)(ヘ)(ヲ)及び(ワ)にあつては、安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。)

4 安全衛生推進者、衛生推進者の職務

安全衛生推進者は、次の業務を行うことになっています。(衛生推進者は衛生にかかる業務に限る)

	職務内容
ア	労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
イ	労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
ウ	健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
エ	労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
オ	その他労働災害を防止するため必要な業務

産業医 [労働安全衛生法第 13 条 (労働安全衛生法施行令第 5 条、労働安全衛生規則第 13 条等)]

1 産業医

労働安全衛生法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

2 産業医の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場では、2 人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	
ア	常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
イ	一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場
(専属産業医の選任を要する一定の有害業務)	
イ	多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ	異常気圧下における業務
ヘ	さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
ト	重量物の取扱い等重激な業務
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務
ル	水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務
(労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号)	

3 選任すべき者の資格要件

医師であつて、次のいずれかの要件を備えた者

資格要件	
ア	厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者
イ	労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの
ウ	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
エ	平成 10 年 9 月末時点において、産業医としての経験が 3 年以上である者(経過措置)

4 産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

	職務内容
ア	健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する こと
イ	作業環境の維持管理に関すること
ウ	作業の管理に関すること
エ	労働者の健康管理に関すること
オ	健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
カ	労働衛生教育に関すること
キ	労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

労働者数50人未満の事業場については、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならないこととされています。

上記の要件を満たす医師等については、地域産業保健センターで情報提供しています。お近くの地域産業保健センターにお問い合わせ下さい。

作業主任者 [労働安全衛生法第 14 条 (労働安全衛生法施行令第 6 条等)]

1 作業主任者[労働安全衛生法第 14 条 (労働安全衛生法施行令第 6 条等)]

労働安全衛生法第 14 条では、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、作業を実質的に管理する者を「作業主任者」として選任し、その者に作業に従事する労働者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を行わせることとなっています。

2 免許、技能講習

関東甲信越地区における免許試験は、厚生労働大臣指定試験機関である(財)安全衛生技術試験協会において実施されています。

新潟県内における技能講習の実施は、全て新潟労働局長の登録を受けた教習機関で行われています。

講習日等に関するお問い合わせは、各登録教習機関へ直接お願いいたします。

3 作業主任者の選任

作業主任者を選任しなければならない作業、資格者は、次のとおりです。

名 称	作業の区分	資格を有する者
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)	高圧室内作業主任者免許を受けた者
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けた者
林業架線作業主任者	次のいずれかに該当する機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。)若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。)の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業 イ 原動機の定格出力が 7.5kw をこえるもの ロ 支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの ハ 最大使用荷重が 200 kg 以上のもの	林業架線作業主任者免許を受けた者
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びブリーダーに限るものとし、携帯用のものを除く。)を 5 台以上(当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3 台以上)有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者
プレス機械作業主任者	動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業	プレス機械作業主任者技能講習を修了した者
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者

名 称	作業の区分	資格を有する者
エックス線作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 2 第 1 号又は第 3 号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定格管電圧が1000kV以上のX線装置を発生させる装置(X線装置)を除く。)	エックス線作業主任者免許を受けた者
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー(小型ボイラーを除く。) 伝熱面積合計 500 m ² 以上 (貫流ボイラーのみを取扱う場合を除く。)	特級ボイラー技士免許を受けた者
	伝熱面積合計 25 m ² 以上 500 m ² 未満 (貫流ボイラーのみを取扱う場合において、その伝熱面積の合計が 500 m ² 以上のときを含む。)	特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者
	伝熱面積の合計が 25 m ² 未満	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
	次のボイラーのみを取扱う作業 イ 胴の内径が 750 mm以下で、かつ、その長さが 1300 mm以下の蒸気ボイラー ロ 伝熱面積が 3 m ² 以下の蒸気ボイラー ハ 伝熱面積が 14 m ² 以下の温水ボイラー ニ 伝熱面積が 30 m ² 以下の貫流ボイラー(汽水分離器を有するものにあつては、当該汽水分離器の内径が 400 mm以下で、かつ、その内容積が 0.4 m ³ 以下のものに限る。)	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者
乾燥設備作業主任者	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法第 2 条第 1 項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。)のうち、危険物等(労働安全衛生法施行令別表第 1 に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が 1 m ³ 以上のもの ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時 10 kg以上、液体燃料にあつては毎時 10 リットル以上、気体燃料にあつては毎時 1 m ³ 以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が 10kw 以上のものに限る。)	乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習を修了した者
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法第 2 条に規定する岩石の採取のためのものを除く)をいう。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に接近することなく行うものを除く。)またはこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者

名 称	作業の区分		資格を有する者
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業		ずい道等の覆工作業主任者技能講習を修了した者
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削の作業		採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者
はい作業主任者	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）		はい作業主任者技能講習を修了した者
船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数500t未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）		船内荷役作業主任者技能講習を修了した者
型枠支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業		型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
足場の組立て等作業主任者	つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業		足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業		建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業		鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
木造建築物の組立て等作業主任者	建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業		木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物（その高さが5m以上であるものに限る。）の解体または破壊の作業		コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を修了した者
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業		コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。）の取扱い作業	化学設備に係るもの	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
	イ 労働安全衛生法施行令第1条第5号イに掲げる容器で、内容積が5m ³ 以下の物 ロ 第1条第5号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が1m ³ 以下のもの	化学設備以外	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許を受けた者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者

名 称	作業の区分	資格を有する者
特定化学物質作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 3 に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
鉛作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）に係る作業	鉛作業主任者技能講習を修了した者
四アルキル鉛等作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第 6 号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
	労働安全衛生法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 イ 海水が滞留、若しくは滞留したことのある「熱交換器等」の内部 ロ し尿その他腐敗しやすい物質を入れ、又は入れたことのある「タンク等」の内部	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者
有機溶剤作業主任者	屋内作業又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の質量の 5% を超えて含有するものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者技能講習を修了したもの

安全委員会、衛生委員会 [労働安全衛生法第 17、18 条]

1 安全委員会

労働安全衛生法第 17 条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「安全委員会」を設けることとなっています。

業種ごとに設けなければならない事業場規模は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50 人以上
製造業（上記を除く）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業（上記を除く）、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	100 人以上

安全委員会では、主に次の事項を調査審議することになっています。

	付議事項
ア	労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
イ	労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
ウ	安全に関する規程の作成に関すること
エ	危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
オ	安全衛生に関する計画の作成、実施、評価、改善に関すること
カ	安全教育の実施計画の作成に関すること

2 衛生委員会の設置

労働安全衛生法第 18 条では、50 人以上のすべての事業場に「衛生委員会」を設けることとなっています。

衛生委員会では、主に次の事項を調査審議することになっています。

	付議事項
ア	労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
イ	労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
ウ	労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
エ	衛生に関する規程の作成に関すること
オ	危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
カ	安全衛生に関する計画の作成、実施、評価、改善に関すること

キ	衛生教育の実施計画の作成に関する事
ク	有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事
ケ	作業環境測定の結果及びその評価に対する対策の樹立に関する事
コ	健康診断、医師の診断などの結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事
サ	健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
シ	長時間労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事
ス	労働者の精神的健康の保持を図るための対策の樹立に関する事

それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。(労働安全衛生法第 19 条)